

集落営農育成基盤整備事業(新規)

～ 基盤整備を契機とした望ましい集落営農の育成 ～

1. 趣 旨

- (1) 新たな「食料・農業・農村基本計画」においては、望ましい農業構造の確立に向け、意欲と能力のある担い手の育成・確保に取り組むこととしており、特に、構造改革の立ち遅れが課題となっている土地利用型農業においては、認定農業者に加え、一定の要件を満たす集落営農も新たに担い手と位置付け、それら担い手の育成を推進するための施策の充実の必要性が明記されたところである。
- (2) また、「農業構造の展望」においては、集落営農の組織化に向けた行政と団体による取組、政策支援を前提として、平成27年には、効率的かつ安定的な集落営農経営（法人化したものを含む）が2～4万件程度育成されると見込まれているところである。
- (3) 一方、地域における集落営農の組織化や法人化に際しての道筋をみた場合、地域農業の再編を図る絶好の機会となる基盤整備を契機としたものであることが、これまでの事例からも多数実証されているところである。
- (4) これらを背景として、集落営農経営の育成を効率的かつ重点的に推進するため、所要の生産基盤と生活環境の整備を関連支援施策と一体的かつ弾力的に実施することとし、全国規模での集落営農経営の育成に資するものである。

2. 事業内容

- (1) 基盤整備を契機として集落営農経営を育成するため、必要となる土地改良事業を総合的・一体的に実施するものであり、次に掲げるア～オの事業のうち2以上（アは単独でも可）の事業を実施。
 - ア 区画整理
 - イ 農業用排水施設
 - ウ 農道
 - エ 暗渠排水
 - オ 客土
- (2) (1)と密接な関連のある農業生産基盤整備付帯事業、農村生活環境整備事業等を実施。

3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：都道府県
- (2) 採 択 要 件：
 - 当該地域内の受益面積が概ね20ha以上見込まれること
 - 事業採択時に「基盤整備関連経営体育成等促進計画」を策定していること
 - 集落営農経営等への農地の集積が一定以上になること
- (3) 事業実施期間：平成18年度～
- (4) 補 助 率：50%、75%、55%、60%

4. 平成18年度概算決定額(平成17年度予算額)

1,000,000千円(0)千円

【担当課：農村振興局農地整備課】